共同研究説明書　　様式

１．共同研究の名称

新設Ｕリブ鋼床版の疲労耐久性の高い横リブ交差部構造の開発に関する共同研究

２．共同研究の目的

近年、車両の大型化や供用年数の経過に伴い、既設鋼床版の疲労損傷が顕在化しており、多方面で種々の検討がなされている。

一方、新設鋼床版においては、平成１４年３月の鋼道路橋の疲労設計指針や国土交通省の通知、当社独自の研究などにより、疲労耐久性が確保できる鋼床版の構造詳細が示されているが、Ｕリブ鋼床版の横リブとの交差部で発生しているき裂に対しては、有効な対策が示されていない。

そこで、本研究は、阪神高速道路における新設鋼床版に対して、特にＵリブと横リブとの交差部におけるき裂に対する疲労耐久性を向上させる構造詳細の開発に関する研究を行うものである。

３．実施期間

平成２３年度より１年間以内

４．共同研究の内容

研究項目	研究細目(案)
①Uリブと横リブとの交差部の疲労耐久性を向上させる構造詳細に関する研究	a. 解析的検討や損傷原因等から推定される構造詳細の提案（現状の鋼床版構造からの大幅なコスト増や大幅な重量増などの鋼床版の利点を損なうものは認めない。）
	b. 検討された詳細構造に対する品質管理方法に関する検討
	c. 検討された詳細構造に対する疲労耐久性の確認
②①以外の部位の疲労耐久性を向上させる鋼床版構造に関する研究	本項目については、共同研究応募者からの具体的な研究テーマの提案を希望します。

注）上記①の研究項目については、必ず含めることとする。また、応募者は新たな研究項目、研究細目を提案することができることとする。

５．共同研究に要する費用

本共同研究に要する費用は、１年間全体で、2,000 万円程度までを考えている。

なお、原則として、当社が共同研究費の半分を負担する。

６．共同研究に参画する条件及び共同研究者数等

(1) 参画条件

①大学、研究機関、民間企業、公益法人等。

②民間企業等については、工事等請負業者の選定に関する規則（平成 17 年阪神高速規則第 29 号。）第２条の規定に該当しないものであること。

③民間企業等については、企画書の提出期限の日から申請書の提出までの期間に、阪神高速道路㈱から競争参加停止を受けていないこと。

④民間企業等については、企画書の提出期限の日から申請書の提出までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

⑤過去５年間に鋼構造物の疲労に関する研究実績や業務等の実績があり、鋼構造物の疲労に関する研究において優れた能力を有すること。又は、過去５年間に鋼床版の設計・製作の実績があり、鋼床版の設計・製作に精通していること。

⑥本研究遂行のための適切な人員配置が可能であり、かつ必要な費用を負担できること。

⑦提案内容が当社の求める水準に達していること。

(2) 共同研究者として選定する企業数

原則として、１者とする。

(3) 共同研究者の選定方法

当社において、書面審査及び必要に応じて研究責任者にヒアリング（本研究の実施方針等に関するプレゼンテーションの実施を含む。）を行い、研究目的の理解度、人員配置及び費用負担、本共同研究に関連又は類似した研究開発又は業務の実績等を考慮して、共同研究者の選定を行う。なお、公募型共同研究応募要領３．（６）に示す関連する研究や開発実績、業務等の実績（以下、実績等という。）は、鋼床版の疲労に関する実績等又は鋼床版の設計・製作の実績等を示し、類似した実績等は、鋼構造物の疲労に関する実績等を示す。また、公募型共同研究応募要領３．（８）に示す論文等は審査の有無を明記し、研究責任者の保有する資格等は、以下に示すものを対象とする。

・工学博士（本共同研究に関連又は類似した内容による）

・技術士（建設部門－鋼構造及びコンクリート）

・土木鋼構造物診断士

・RCCM（鋼構造及びコンクリート）

なお、提案内容が当社の求める水準に達しない場合は、応募者のいずれも選定しない場合がある。

７．企画書の提出

(1) 提出書類

詳細は応募要領を参照の上、企画書を１部持参すること。（郵送不可）

企画書の様式はA4判縦とする。なお、文字サイズは10ポイント以上とし、応募要領の「３．共同研究企画書の内容」の①～⑨で 12 ページ以内、⑩～⑫は任意とする。ただし、図面や添付資料はこの限りではない。

(2) 提出先

阪神高速道路株式会社　経理部　契約課

住所）　541-0056　大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号

電話）　06-6252-8121　内線　3517

FAX）　06-6251-6930

(3) 提出期間

平成23年4月28日（木）から平成23年6月3日（金）まで

上記期間の毎日（土曜日、日曜日、祝日を除く）午前10時から12時まで、午後1時から午後4時まで。

８．担当課

(1) 企画書の提出等に関する問合せ

７．(2)と同じ。

(2) 企画書の作成に関する問合せ

阪神高速道路株式会社　技術部　技術開発課

住所）　541-0056　大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号

電話）　06-6252-8121　内線　4529

FAX）　06-6252-4583

９．説明書等の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

文書（書式自由、ただし規格は A4 判）により行うものとし、持参または郵送によることとする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。

② 問の受付先：８．と同じ。

②質問の受付期間：平成23年4月28日（木）午前10時から平成23年5月27日（金）午後4時まで

持参する場合は、上記期間の毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前10時から12時まで、午後1時から4時まで。

(2) 質問に対する回答

質問を受理した日から５日間（休日を含まない。）以内に質問者に対して電送（FAX）により行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所：７．(2)と同じ。

②閲覧期間：回答の翌日から平成 23 年 6 月 3 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から 12 時まで、午後 1 時から 4 時まで

10. 選定結果の通知

(1) 選定通知

選定された者に対しては、選定された旨を書面により通知する。

(2) 非選定通知

選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

11. その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者の負担とする。

(3) 企画書に虚偽の記載をした場合には、企画書を無効とするとともに、民間企業等については、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止の措置を行うことがある。

(4) 選定されなかった応募者には、企画書を返却する。なお、提出された企画書は、本共同研究に係る選定以外に応募者に無断で使用しない。

(5) 企画書の提出後において、原則として企画書に記載された内容の変更を認めない。また、企画書に記載した予定研究者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職、異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、必要な能力を有している研究者であるとの当社の了解を得なければならない。

以　　上